

令和7年度 群馬県屋外広告物講習会のご案内

群馬県

この講習会は、群馬県屋外広告物条例（昭和39年10月16日条例第81号。以下、「条例」という。）第33条第1項の規定により、屋外広告物に関する必要な知識を修得していただくために開催するものです。

群馬県内（前橋市、高崎市を除く。）で屋外広告業を営む方は、条例第34条第1項の規定により、営業所ごとに屋外広告物講習会の修了者等、一定の資格のある者を置くことが義務づけられています。この業務主任者は、講習会を修了した方等でなければなりません。

そのため、これから屋外広告業を始めようとする方、又は現在屋外広告業を営んでいる方で営業所に講習会修了者等を置いていない方は、必ずこの講習会を受講してください。

○講習会の開催

1 講習日時

令和8年3月9日（月）午前9時30分～午後5時（受付：午前9時～）

（受付時は混雑が予想されますので、時間には余裕を持ってお越しください。）

2 講習会場

群馬県前橋市大手町1-1-1 群馬県庁舎 294会議室（29階）

できるだけ公共交通の利用をお願いします。

やむを得ず車でお越しの方は、県民駐車場にお停めいただき、駐車券をご持参ください。

3 講習科目及び時間

（1）広告物等に関する法令	9時40分～11時40分
（2）広告物等の表示の方法に関する事項	12時40分～14時40分
（3）広告物等の施工に関する事項	14時50分～16時50分

4 使用するテキスト

（1）屋外広告の知識 全3巻〔第4、第5次改訂版〕（株）ぎょうせい発行）

（セット定価7,500円 消費税込）

※当日会場で業者が販売する予定です。

（2）その他の資料 受講日に配布します。

○受講申込方法

1 受講申込書

申込用紙に必要事項を記載し、写真（3.5cm×4.5cm 上半身脱帽、最近6か月以内のもの）1枚を貼付してください。

なお、申込み後の受講者の変更はできません。

○受講申込書配布窓口（群馬県ホームページからもダウンロードできます。）

群馬県都市計画課	群馬県内の各土木事務所	前橋市都市計画課
高崎市都市計画課景観室	桐生市都市計画課	伊勢崎市都市計画課
太田市都市計画課	藤岡市都市計画課	富岡市都市計画課
下仁田町建設水道課	中之条町建設課	川場村むらづくり振興課
群馬県屋外広告美術業協同組合		

※ホームページアドレス（<http://www.pref.gunma.jp/06/h5800333.html>）

2 受講料

3,000円

受講料は、受講申込書に3,000円分の群馬県収入証紙（消印しないこと。）又は群馬県が発行する払込書の領収済証明書を貼付して納付してください。
現金による納入はできません。

群馬県収入証紙は、県庁売店のほか県ホームページに掲載の場所にて販売しております。

払込書による納付（金融機関での納付）を希望する場合は、払込書の発行に数日かかるため、次ページの問い合わせ先までお早めにご連絡ください。

また、申込受付後、講習会を受講されなくなっても、受講料はお返しできませんのであらかじめご了承ください。

なお、講習科目の一部を免除される場合でも受講料は変わりません。

3 受講定員

60名

先着順に受け付け、定員になり次第締め切ります。

4 受付期間

令和7年12月5日（金）～令和8年1月30日（金）

5 申込先

群馬県県土整備部都市計画課景観形成係（県庁舎22階南側）

申込用紙を持参する場合は、土曜・日曜・祝日を除く午前9時から午後5時までにご来庁ください。

なお、郵送による申込を希望される場合は、定員の都合上、必ず電話で仮受付をした後に、簡易書留郵便（当日消印有効）にて送付してください。

6 当日持参するもの

- (1) 受講票（必ずお持ちください。）
- (2) 筆記用具
- (3) 使用するテキスト

7 受講票の送付

受講申込書の受付確認後、受講票を送付いたします。

なお、受講日の1週間前になんでも受講票が到着しない場合には、以下の問い合わせ先までご連絡ください。

8 その他

昼食は、各自でご用意ください。なお、会場内で飲食ができるほか、庁舎内の売店、食堂もご利用いただけます。

○講習科目の一部免除

次の資格を有する方は「広告物等の施工に関する事項」に関する科目の受講を免除されます。受講申込みの際、その資格を証する書面等の写しを添付してください。

- (1) 建築士法第2条第1項に規定する建築士
- (2) 電気工事士法第2条第4項に規定する電気工事士
- (3) 電気事業法第44条第1項に規定する第1種電気主任技術者免状、第2種電気主任技術

者免状又は第3種電気主任技術者免状の交付を受けている者

- (4) 職業能力開発促進法に基づく帆布製品製造に係る職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者

○受講する必要のない方

次の資格を有する方は、講習会修了者と同等以上の知識を有する者として、受講の必要はありません。

- (1) 職業能力開発促進法に基づく職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者であって広告美術仕上げに係るもの
(2) 屋外広告士

○講習会修了証の交付

講習科目をすべて受講した方には、修了証を交付します。

なお、各講習科目について、遅刻、早退又は中座をした場合は、講習科目をすべて受講したこととは認められませんので、あらかじめご了承ください。

【問い合わせ先】

群馬県県土整備部都市計画課景観形成係

〒371-8570 前橋市大手町1-1-1

電話：027-226-3652（直通）

E-mail：keikan@pref.gunma.lg.jp